

国民健康保険事業特別会計

1. 制度の概要

国民健康保険は、病気やケガになったときに医療を受けられるよう、被保険者が保険料を出し合って助け合う医療保険制度です。昭和36年度に国民皆保険となり、町内に住んでいる人で、職場などの健康保険に加入者や生活保護受給者以外の方を対象に、保険給付とともに、特定健診・特定保健指導等の保健事業により、被保険者の健康の保持増進に努めています。

(1) 加入状況

	国保加入 ①	町内 ②	加入率 ③(①÷②)
世帯	1,992 世帯	6,788 世帯	29.3%
被保険者・人口	3,033 人	15,863 人	19.1%
うち一般	3,021 人	—	—
うち退職	12 人	—	—

(平成30年3月31日現在)

(2) 増減内訳

転入	社会保険離脱	生活保護廃止	出生	後期高齢離脱	その他	計
105 人	390 人	2 人	11 人	5 人	31 人	544 人
転出	社会保険加入	生活保護開始	死亡	後期高齢加入	その他	計
96 人	422 人	11 人	23 人	182 人	29 人	763 人

(3) 制度の運営に必要な人件費

人件費分	28,624 千円	(地方財政状況調査による)
------	-----------	---------------

2. 給付状況

(1) 証発行状況

高齢受給者証	778 人	70歳以上75歳未満の人に、自己負担割合が記載されている証を発行した。
限度額適用認定証	61 人	医療機関での医療費の窓口負担が限度額までに抑えられる証を発行した。
限度額適用・標準負担額減額認定証	114 人	非課税世帯の入院時の食事代を減額する証を発行した。
特定疾病療養受療証	10 人	特定の疾病が対象で、窓口負担が限度額までに抑えられる証を発行した。

(平成30年3月31日現在、高齢受給者証と特定疾病療養受療証は平成29年7月31日現在)

(2) 任意給付

(単位:1件当たり)

出産育児一時金	産科医療補償制度加入医療機関	420,000 円	被保険者が出産した場合、医療機関を通じて世帯主に給付を行う。
	上記以外	404,000 円	被保険者が出産した場合、世帯主に対して直接支払う。
葬祭費		50,000 円	被保険者が死亡した場合、喪主に対して支給を行う。

(3) 特定健診・ドック受診状況

特定健診	個別健診	142 人	平成29年7月3日から10月31日の間、乙訓圏域内の契約医療機関で特定健診を行った。
	集団健診	878 人	平成29年7月26、27、28日の3日間、町保健センターにて集団健診を行った。
人間ドック		109 人	平成29年4月1日から平成30年3月31日の間、人間ドック受診者に対し助成を行った。
脳ドック		31 人	平成29年4月1日から平成30年3月31日の間、脳ドック受診者に対し助成を行った。

※特定健診と人間ドックの重複受診不可。

(平成30年3月31日現在)

3. 保険税収納状況

(1) 収納状況

区分		収納率
一般分	一般分計	86.11%
	現年分小計	97.42%
	医療分	97.46%
	後期高齢者支援金分	97.64%
	介護保険分	96.42%
	滞納分小計	18.70%
	医療分	18.83%
	後期高齢者支援金分	19.20%
	介護保険分	17.09%
	退職分	退職分計
	現年分小計	100.00%
	医療分	100.00%
	後期高齢者支援金分	100.00%
	介護保険分	100.00%
	滞納分小計	22.56%
	医療分	24.63%
	後期高齢者支援金分	23.53%
	介護保険分	15.17%
合計		86.18%
	うち現年分計	97.45%

(2) 納付方法の内訳

特別徴収	423 人	21.9%
普通徴収	1,512 人	78.1%
うち自主納付	829 人	42.8%
うち口座振替	683 人	35.3%
計	1,935 人	100.0%

(3) 特別徴収対象者の納付方法変更申出の状況

納付方法変更申出数	2 人	(平成29年度中の申出人数)
-----------	-----	----------------

(4) 保険税率

	所得割額	均等割額	平等割額	最高限度額
医 療 分	課税標準額 ×7.4%	1人あたり 24,000 円	1世帯あたり 21,000 円	540,000円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	課税標準額 ×1.8%	1人あたり 7,000 円	1世帯あたり 5,000 円	190,000円
介 護 分	課税標準額 ×2.0%	1人あたり 9,500 円	1世帯あたり 5,500 円	160,000円